

## 船橋市青少年育成団体事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青少年育成団体が青少年の健全育成を図るために行う事業に対して、青少年育成団体事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、青少年の健全育成に貢献することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「青少年育成団体」とは、次の各号に掲げる団体をいう。

- (1) 船橋市青少年の環境を良くする市民の会
- (2) 船橋企業警察防犯連絡協議会
- (3) 船橋市国際親善の会

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、青少年育成団体が実施する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年国際交流事業
- (2) 社会環境浄化活動事業
- (3) 青少年の非行防止活動事業
- (4) 広報啓発事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内であって、補助対象経費の2分の1（以下「補助率」という。）以内の額とし、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は必要があると認めるときは、第2条各号に規定する団体ごとに補助対象経費の一部について前項で規定する補助率を変更することができる。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする青少年団体の代表者（以下「申請者」という。）は船橋市青少年育成団体事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第3号様式）
- (2) 収支予算書（第4号様式）
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付についての意見聴取）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聴くものとする。

（交付決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を船橋市青少年育成団体事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、第6条第2項ただし書きの規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、決定内容に異議があり、申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届け出なければならない。

（計画変更等の承認）

第10条 申請者は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業等を中止、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市青少年育成団体事業費補助金（計画変更・中止・廃止）申請書（第9号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業完了後、速やかに船橋市青少年育成団体事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（第6号様式）
- (2) 収支決算書（第7号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、

申請者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか精査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市青少年育成団体事業費補助金確定通知書(第8号様式)により、申請者に通知する。

(交付時期等)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、事業等の完了前に概算払にて交付することができる。

2 申請者は、前項ただし書きの規定により補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、船橋市青少年育成団体事業費補助金概算払請求書(第10号様式)により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定により概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を概算払いすることができる。

4 補助金額の確定後、戻入が生じた場合は、速やかに、船橋市青少年育成団体事業費補助金精算書(第11号様式)を市長に提出し、精算の手続きを行わなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

(財産の処分の制限)

第15条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第16条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市青少年育成団体事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第12号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補足）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に係る手続き等については、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号）及び船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準に定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
青少年育成団体が実施する以下の事業 (1)青少年国際交流事業 (2)社会環境浄化活動事業 (3)青少年の非行防止活動事業 (4)広報啓発事業	報償費	1. 予算の範囲内であつて、補助対象経費の2分の1以内の額とし、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2. 市長は必要があるとき認めるときは、団体ごとに補助対象経費の一部について前項で規定する補助率を変更することができる。
	消耗品費及び原材料費	
	印刷製本費	
	通信費	
	保険料	
	研修費・啓発活動費	
	使用料	
備品購入費		

第1号様式

船橋市青少年育成団体事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

補助事業者 団 体 名

代表者氏名

補助金等の交付を受けたいので、船橋市青少年育成団体事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市青少年育成団体事業費補助金
補助事業等	名 称		
	目的及び内容		
経 費 所 要 総 額		円	
交 付 申 請 額		円	
着手及び完了予定年月日		着手予定	年 月 日
		完了予定	年 月 日
添 付 書 類		1 年度事業計画書 2 年度収支予算書 3 年度役員名簿及び構成員名簿 4 その他(会則又は規約)	
消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)		① 補助金交付額の算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。	
		② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由 <input type="checkbox"/> 免税事業者である <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える <input type="checkbox"/> その他( )	

船橋市青少年育成団体事業費補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教育指令第 号  
年 月 日

住 所

申請者 団体名

代表者名

船 橋 市 長

年 月 日付け申請のあった補助金等の交付について次のとおり決定したので、  
船橋市青少年育成団体事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市青少年育成団体事業費補助金
補助事業等の名称			
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費		円	
交付決定額		円	
交付予定時期		年 月	
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。</li> <li>2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。</li> <li>3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</li> <li>4 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。</li> </ol>		





年度収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

歳入

科目	予算額(円)	積算内訳	備考
合計			

歳出

科目	予算額(円)	積算内訳	備考
報償費①			
消耗品費・原材料費②			
印刷製本費③			
通信費④			
保険料⑤			
研修費・啓発活動費⑥			
使用料⑦			
備品購入費⑧			
補助対象経費 (①～⑧の計)			
補助対象外経費 (その他)			
予備費			
合計			

第5号様式

船橋市青少年育成団体事業費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

補助事業者 団 体 名

代表者氏名

船橋市青少年育成団体事業費補助金交付要綱第11条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市教育委員会教育指令第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	船橋市青少年育成団体事業費補助金
補 助 事 業 等	名 称		
	実施場所		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	円		
補 助 対 象 経 費	円		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他( )		



年度収支決算書

団体名

歳入

科目	予算額(円)	決算額(円)	内訳
合計			

歳出

科目	予算額(円)	決算額(円)	内訳
報償費①			
消耗品費・原材料費②			
印刷製本費③			
通信費④			
保険料⑤			
研修費・啓発活動費⑥			
使用料⑦			
備品購入費⑧			
補助対象経費 (①～⑧の計)			
補助対象外経費 (その他)			
繰越金			
合計			

第8号様式

船橋市青少年育成団体事業費補助金確定通知書

船 教 青 第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 団 体 名  
代表者氏名

船橋市長

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金等の額を確定したので、船橋市青少年育成団体事業費補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市教育委員会教青指令第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 等 の 名 称	船橋市青少年育成団体事業費補助金
補 助 事 業 等 の 名 称			
交 付 決 定 額	円		
補 助 対 象 経 費	円		
交 付 確 定 額	円		

第9号様式

船橋市青少年育成団体事業費補助金( 計画変更 ・ 中止 ・ 廃止 )申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

補助事業者 団 体 名

代表者氏名

補助事業等を( 計画変更 ・ 中止 ・ 廃止 )したいので、船橋市青少年育成団体事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市教育委員会教青指令第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	船橋市青少年育成団体事業費補助金
補助事業等の名称			
変更又は中止(廃止)の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容		(変更前)	
		(変更後)	
変更又は中止(廃止)年月日			
添 付 書 類			

第10号様式

船橋市青少年育成団体事業費補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

補助事業者 団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け船橋市教育委員会教育指令第 号で交付決定通知のあった事業について、概算払いを請求します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市青少年育成団体事業費補助金
補助金額等	補助金交付決定額		円
	概算払い申請額		円
概算払いを必要とする理由			
添付書類		1 補助金等交付決定通知書の写し 2 収支予算書 3 その他( )	

第11号様式

船橋市青少年育成団体事業費補助金精算書

船橋市長 あて

住 所

補助事業者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定があった 年度  
船橋市青少年育成団体事業費補助金について、船橋市青少年育成団体事業費補助金  
交付要綱第13条の規定により、下記のとおり精算します。

記

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市教育委員会教育指令第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	船橋市青少年育成団体事業費補助金
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額			円
既 交 付 額	年 月 日 交付		円
交 付 確 定 額			円
精 算 額			円



年 月 日

船橋市青少年育成団体事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

船橋市長 あて

住 所

団 体 名

代 表 者

年 月 日付船橋市教育委員会教育指令第 号により交付決定があった船橋市青少年育成団体事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 確定申告により確定した船橋市青少年育成団体事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

\_\_\_\_\_ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）